

役員等の報酬規定（ゆうえい会規程7号）

第1条（目的及び意義）

この規程は、社会福祉法人ゆうえい会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 費用とは職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費を指し、報酬とは明確に区分されるものとする。

第3条（報酬等の支給）

役員等の報酬は原則無報酬とする。但し、この法人の職員を兼務する場合は、職員給与が支給される。

第4条（理事会及び評議員会の出席等）

役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、理事・監事・評議員等役員及び委員の旅費規程（ゆうえい会規定第6号）に基づき支給する。

- 2 役員が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、理事・監事・評議員等役員及び委員の旅費規程に基づき支給、又は実費弁償を行うことができる。

第5条（出張旅費）

役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程に基づき支給する。

第6条（公表）

この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第7条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

第8条（付則）

この規定は、2004年11月30日 第18回理事会決定により11月1日より実施とする。

- 2) 2005年8月8日 第24回理事会で改定し、7月支給分より実施する。
- 3) 2017年10月1日 全文変更。同日適用する。